

議案第 4 号

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 8 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 7 条（略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 <u>1,274 円</u> に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示	第 1 条～第 7 条（略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 <u>1,381 円</u> に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示

現行	改正案
場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第 9 条・第 10 条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 11 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 73 銭を超える場合には、7 円 73 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第 12 条 (略)	場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第 9 条・第 10 条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第 11 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 8 円 38 銭を超える場合には、8 円 38 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 第 12 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。